

初期幕政における二元政治論序説

鎌 田 道 隆

(一) 北島・藤野両氏の二元政治論

三代將軍徳川家光に將軍職をゆずりながら、なお大御所として幕府政治の実権をにぎっていた徳川秀忠が、寛永九年（一六三二）一月二十四日没した。この二日後の出来事として、『徳川実紀』は次の記事をかかげている。¹⁾

又此日、目付宮城甚右衛門和甫京坂に御使し、こたび御大喪により、関西の諸大名江戸にまかるべからず、各封地堅固に守り、前令違犯すべからずとの御旨をつたえしめ、女院の御方にも御使をつとめしめらる。

前將軍であり、大御所としてなお実際に幕政の最高実力者であった人物の葬儀に際し、その直臣にもあたる関西の諸大名に対して、葬儀への参列無用と在国とが、幕府の命令として発せられたというのである。この場合の関西とは、

関西地方という意味ではなく、西日本全体のことと解すべきであろうし、またこの命令が三代將軍家光の名において発せられたものであることも注目しておくべきことではないかと思う。

西日本の諸大名は、なぜ江戸に駆けつけ秀忠の大喪に参列することが許されなかったのであろうか。もちろん、この時期西日本の大名のみが在国し領政につとめなければならぬような国内・国外の特別な異変も見あたらない。

秀忠の葬儀参列にかこつけて、西日本の諸大名が大半して出府してくれば、江戸においてどんな大事件が企てられるかわかったものではない、という危惧と疑念が將軍家光を擁する江戸の幕閣をとらえたのではないか。西日本の諸大名を充分に統制できていないという認識と、大御所という実力者を失ったところからくる幕政への不安が、西日本

諸大名への出府停止令となつてあらわれたのではないか。

元和九年（一六二三）七月二十七日に三代將軍に就任して以来、家光の將軍在位は秀忠死没の寛永九年正月まで、八カ年余にわたる。この八年余におよぶ幕藩制支配が決して將軍家光による単独施政でなかつたことを、この事件はものがたっている。將軍が、あるいは將軍を中心とする幕閣が、しっかりと統治できていたのは東日本だけであつたといへば言いすぎであらうか。西日本支配をも含めた全国統治という点では、大御所秀忠の力量によりかかつていた八年余だつたといえるのではないだらうか。

ともかく、寛永年間前半の時期に、東日本と西日本の政治的差違が歴然としていまだ存在していたことと、將軍と大御所とによる協同幕政があつたことは確認できよう。しかも、將軍と大御所との協力による幕府政治という形態は、慶長十年（一六〇五）四月十六日の二代秀忠の將軍就任から大御所家康が没する元和二年四月十五日までの期間にもみられた。そして、この慶長年間の後半に行われた將軍と大御所とによる幕府政治を、北島正元氏らは二元政治とよんでいる。⁽²⁾ならば、寛永前期の將軍家光と大御所秀忠とによる幕府政治も、二元政治とよぶことができるのではない

だらうか。もちろん、この場合にも將軍と大御所という二大権力者の存在形態に依拠した考え方ということになる。

しかし、北島正元氏は、単に將軍と大御所との二大権力者の存在をもって二元政治とよんでいるのではない。むしろ、大御所家康と將軍秀忠は対立しているのではなく、一元的な方向にあつたと、次のように記している。⁽³⁾

慶長八（一六〇三）年の江戸開幕は、徳川氏の全国政權としての地位を明確化した⁽⁴⁾が、その政治組織にも当然それに応じた整備が必要であつた。同十年に將軍職を秀忠にゆづつた家康は同十二年に駿府に退隱したが、実際には「大御所」として幕政を裏面から動かし、將軍秀忠も父の意志に柔順であつた。これはこれ以後の公文書にも家康の名で出されたものが多く秀忠の出した公文書はたんにそれを裏づけるにすぎないものが少くないことでもわかる。

家康の強力な指導と支援のもとに、秀忠を盟主とする幕府政治が展開されたという認識を北島氏は示されている。ここには幕政が二元であつたという論理は、成立しないかのように見える。それでは、何をもつて二元政治論が主張されるのであらうか。

北島氏や藤野氏の所説によると、問題は慶長十年に將軍職を退いた家康が、本多正純を側近として、「江戸の幕府を小規模にしたような政治機構を駿府につくった」ことになったという。⁽⁴⁾ すなわち、江戸の幕閣と駿府の政府との対立・抗争の経緯を二元政權または二元政治とみているのである。

大御所となった家康は、江戸の將軍補佐役として家康腹心の本多正信をこれにあて、正信の子正純を駿府において、本多父子を軸とする統一政治をめざしたが、江戸の幕閣では大久保忠隣・酒井忠世・酒井忠利・土井利勝らの譜代勢力が成長して本多正信はしだいに疎外され孤立するようになった。こうした譜代大名による江戸政權の形成に対して、駿府政權の構成は能力主義的で対照的であった。たとえば、本多正純と若干の譜大名以外に天海・崇伝・林羅山の僧侶や学者、大久保保長安・伊奈忠次らの代官頭、後藤庄三郎・茶屋四郎次郎・龜屋栄仁らの豪商、外国人の三浦按針らといった多彩な顔ぶれがその中枢にあったというものである。藤野保氏は、駿府政權を分類して四つのグループから構成されていたとした。⁽⁵⁾ その第一グループは新參譜代・近習出頭人、第二グループは僧侶と学者、第三グループは豪商

と代官頭、第四グループを外国人としている。そして、この駿府政權は、政治の実権をもつ大御所家康の直下ということから、発言力が強く、全国支配に深くかかわったと指摘している。⁽⁶⁾ これに対して江戸政權は徳川家臣団の系譜を優先する譜代勢力が結集して、関東地方を中心とする幕府政治を固めていたという。

こうした二元的政權のかたちが、両政權に結集する勢力の対立となって激化したが、家康の強大かつ巧妙な統制力は、その矛盾を幕府の危機にまで表面化させることはなかった。⁽⁷⁾ しかし、慶長十七年の岡本大八事件ころからかなり顕在化し、大久保長安事件では政争の形をとり、元和二年の大御所家康と本多正信の死を契機として、駿府政權は解体され、二元政治も解消されたという。

そして、この駿府政權の解体と江戸政權の強化という私たちの慶長政治の終結は、譜代勢力を中心とする將軍政治が確立する元和政治への方向を決めたと、藤野保氏は整理している。⁽⁸⁾ すなわち、「幕府それ自身の組織の整備」と、「統一権力として諸大名を統治し、かつ幕藩体制を組織する」という二つの課題に応える方策としてとられた二元政治は慶長政治を否定したのが、元和政治であったとしてい

る。

慶長期の二元政治についての以上のような理解は、北島正元、藤野保両氏に共通しており、その限りでは幕政初期における二元政治論は元和以降再登場することはないと判断される。ところが、藤野保氏は元和政治ののち、寛永初期政治において「二元政治の再展開」があったことを分析されている。藤野氏の二元政治再展開論をみておこう。

藤野氏は、「秀忠は將軍職を譲与したのちも、家康と同じく大御所（西丸居住）として、政治の実権を掌握したため、ここに幕政は再び將軍政治（家光）と「大御所政治」の二元政治の形をとって展開することとなった」として、大御所Ⅱ西丸派と將軍Ⅱ本丸派の構成について言及している。具体的な大名についてここでは列記しないが、西丸老職が秀忠の側近グループを中心としたのに対し、本丸老職は新旧の譜代層から構成され、このなかから家光側近の新譜代層が台頭していくという整理をされている。経緯から先に追えば、寛永九年正月秀忠の死によって西丸老職は解散して二元政治も解消した。そしてこの二元政治の解消は「慶長政治における二元政治も含めて、初期幕政における特殊政治形態としての二元政治そのものの解消を意味した。

このことは幕府の組織の整備に伴う將軍独裁権の確立を意味し、家光の寛永政治はこのような体制の確立の上に展開した」と、その意義について言及している。

こうした二元政治論が、初期幕政における幕閣の構成とその派閥抗争の理解に一定の意義づけをできた点においては評価できるが、二元政治という概念そのものや、その二元政治の前提要件という面ではほとんど解明されておらず疑問を禁じえない。むしろ、初期幕政における二元政治論そのものを根本から問いなおす必要さえ覚える。以下、論点を整理しながら、新しい二元政治論を提起してみたい。

(二) 「三元政治論」の再検討

問題の所在から、まず整理してみよう。慶長期の二元政治については、北島正元氏も藤野保氏もほぼ共通の認識のうえに立っていると考えられるので、慶長期における二元政治論ということからみてみよう。

確認しておかなければならないのは、二元というのは、大御所家康と將軍秀忠とから政令が二途に出たという意味ではないということである。両者は補完しあう関係にあり、その意味では一元政治だということになる。それでは、ど

こが二元なのかといえ、駿府政権と江戸政権の競合・対立をもって二元とみているようである。北島氏は、駿府政権が「戦国的な政治組織の延長」というか、「家制的職制の典型」ともいえる出頭人政府、すなわち「家臣団の系譜を重視するよりも、各界の器量人を起用し、その職能に応じて家政の管理を分担させる」かたちのものであったのに対し、江戸政権は三河以来の門閥譜代勢力で固められた組織であったところに、両政権の対立・抗争があったとみている⁽¹⁾。しかも、その構造の異なる両政権のなかで、個人的感情的対立が複雑にからんだことも、いっそう二元的政治の様相を深めさせたとみているようである⁽²⁾。そして、北島氏においては、なぜ江戸幕府が初期において駿府と江戸の二元的政治を形成しなければならなかったのかという問題の設定は見あたらない。あえていえば、家康が大御所となって駿府に移った結果として、二元的政治が誕生したという設定かと考えられる。

藤野保氏は、もっと積極的な意義づけの視点から二元政治論を展開されている。すなわち、「江戸の將軍政治は当面幕府の基礎づくりを主要な目的とし」たのに対し、「駿府の「大御所政治」は文字通り全国統治の政権として君臨

し」たという⁽³⁾。ここから、江戸の將軍政治はその支配領域が関東内にとどまっていたのに、駿府の大御所政治は全国統治が課題であったこと、そうした政治目的の相違が江戸政権では譜代勢力による官僚政治の形成となり、駿府政権では家康をとりまく多彩な側近によって構成されることになったと理論づけている。藤野氏の整理はわかりやすく初開幕政における二元政治の意義づけがかなり明白となっているように見える。

しかし、ここで原点に立ちかえって整理してみると、いくつかの疑問が生じる。江戸幕府の草創期、幕府組織の整備・確立と全国諸大名の統治という二つの課題があったことは確かである。ということは、この二つの政治課題は慶長八（一六〇三）年から十年にいたる家康の將軍在任中も、また慶長十年に家康が大御所となってから同十二年に駿府に本拠を構えるまでの期間も、そしてまた元和二年（一六一六）に家康が没して駿府政権が解消したあとも、一貫して江戸幕府がになわなければならなかったはずである。こうした素朴な疑問に立脚するとき、大御所家康の駿府在城中の期間のみを二元政治とし、その政治形態が幕府組織の整備と全国統治という二つの政治課題を反映したものと

する考え方には違和感を覚える。

また藤野氏は右のような政治課題と、大御所と將軍の二元政治論とを結びつけながら、家康が將軍職を譲って大御所となったいきさつについては、「家康が將軍職をわずかに二年で秀忠にゆずったのは、下剋上の思想に最後のとどめを刺し、豊臣方に、政權回復の期待を断念させるためであった」と、政權の世襲が目的であったとして、二つの政治課題との関連は全く示されていない。もし、この將軍職の世襲と豊臣方の政權断念を天下に示すためであったという議論をもちだすならば、家康は全く政治の世界から手を引き、全權を秀忠に引き継いだ姿勢を示さなければ意味がない。大御所家康と將軍秀忠の現実の構図は、將軍職という位置をきわめて矮少化し、將軍職は徳川家の家政担当、大御所こそが全国統治というかたちを示していた。藤野氏は元和九年の將軍家光と大御所秀忠という関係の成立について言及し、「家康の場合は政權の世襲を示すが主であったのに対し、秀忠の場合は、自由な立場で大名統制を強化するのが主であった」と、大御所体制と政治課題との関係を説いている。

ついでに、藤野氏の慶長政治の終焉と元和政治の展開、

そして元和末年からの二元政治の再展開論についても検討しておこう。藤野氏は家康の死によって慶長期の二元政治は解消し、駿府の「大御所政治」機能はことごとく江戸の將軍に吸収されたと整理し、その後は名実ともに幕府Ⅱ將軍政治が統一的封建権力として諸大名に君臨する体制が確立し、江戸がその中心地となったと意義づけている。だが先述のごとくその後「秀忠は將軍職を譲与したのちも、家康と同じく大御所（西丸居住）」として、政治の実權を掌握したため、ここに幕政は再び將軍政治（家光）と「大御所政治」の二元政治の形をとって展開することになった」と述べている。それは將軍政治Ⅱ本丸老職グループと大御所政治Ⅱ西丸老職グループというかたちをとりながら、その二元政治構造のもとで將軍独裁權を強化する方向での勢力交替が進み、幕府組織の整備が一応完了する。そして、秀忠の死没によって西丸老職も解体し、初期幕政における特殊政治形態としての二元政治そのものが解消、家光による安定的な將軍政治が展開されていくと整理されている。

藤野氏は將軍と大御所が存在するかたちを、原則として二元政治と認定され、將軍単独の時期には二元政治はないと考えられている。しかし、家康なきあとの元和政治で秀

忠が幕府組織の整備と全国統治という二つの政治課題を統一的にすすめていたとするなら、なぜ寛永初期に二元政治という「特殊政治形態」をとる必要あるのかについて答えなければならぬ。同じ疑問は、慶長期の二元政治についても発せられる。

結論からいふならば、藤野氏は幕政初期の大きな二つの課題があったことを指摘され、いわゆる二元政治論からめて整理されたものの、結局大御所と將軍という存在形態をもって二元政治という理解を踏襲している。將軍独裁権の確立にいたる過渡的政治形態こそが二元政治にはかならないという考えが藤野説の基調にある。二つの政治課題論の提起と將軍独裁権確立過程論との間には、かなりの距離があり、充分な整合性はまだ得られていないのではないかと考えられる。

また藤野氏は、寛永年間前期における二元政治によって、家光將軍の独裁権が確立されていき、秀忠の死によって、名実ともに家光独裁体制が成立したと評価され、寛永政治の基礎は一切の準備を完了するとのべてもいる。はたして、大御所秀忠の死はそのまま幕政の確立を意味するものであったらうか。秀忠没後にくりひろげられる家光政権の幕政

改革の動向こそ、注目しなければならないと考える。

(三) 東日本と西日本

初期幕政において、將軍と大御所とによる「特殊政治形態」がみられたことは事実である。將軍と大御所という政治上の二大シンボルが登場して、それなりに政治的機能になったために、幕政史上の二元政治として注目され、その分析と意義づけがおこなわれてきた。しかし、このいわゆる二元政治とは、將軍と大御所が並立する時期のみの固有なものであったとする従来の学説は、將軍と大御所という「現象」に、あまりにも眼をうばわれているのではないかと思う。將軍政治と大御所政治の並存というかたちは、初期幕政がかかえていた基本課題に対応して、顯著にあらわれた政治形態のひとつだったと考えることができるのではないらうか。

江戸幕府の基本課題とは何か。それは、江戸に幕府を開いたことである。江戸に幕府が開かれたという事実を前提として、徳川家康はなぜ江戸に幕府を開いたのだろうかという素朴な疑問が発せられる。この疑問に正面から答えることができるような成果は、現在の学界にもないというは

かはない。ただ、「なぜ江戸に」という疑問のわく理由は重要である。戦国時代の争乱から天下統一事業の動きが、京都および京坂を中心として展開されてきた経緯からすれば、中央政治の拠点を江戸に定めたことは、「なぜ」と問いたくなる。

江戸開幕の理由はいくつも考えられるだろう。だが、歴史研究として大事な視点は、なぜにとその理由をさぐるということよりも、江戸にどんな幕府を開いたのか、江戸に幕府を開いたことで、徳川政権はどのような問題をかかえこんだのか、その課題をどのようにして解決し折り合いをつけていったのかということなどを事実に測って分析することであろう。

この視点からすれば、藤野氏が提起し整理された幕政初期の二つの課題、すなわち幕府の組織整備と全国諸大名の統治は、問題の核心をついているといえよう。とはいえ、幕府の形成と全国統治という政治課題のとらえ方は、一般的であり、どの政権においても共通することだともいえる。もちろん、藤野氏も一般論としてとらえているのではなく、とりわけ重大な政治課題、誤解をおそれずにいえば、徳川政権にとって固有の政治課題であったとの認識に立ってい

るのだと考えられる。

徳川政権にとって固有な問題だということになれば、当然その原因となっている社会状況や政治状況についての考察がなければならぬ。藤野氏の研究では、この点についての言及がない。

徳川家康は、経済的には後進地帯である東日本をバックグラウンドとし、政治的にも武家政治支配の組たてやすい江戸をえらんで幕府を開いた。それは、織田信長ついで豊臣秀吉が積極的に活用してきた商業資本を中心にして経済的な先進地帯であった西日本、京坂を避けたということであり、京都朝廷や寺社などの伝統的権力と豊臣勢力の残存する政治構造の複雑な京都・大坂を幕府の開設地としては選択しなかったということである。

江戸に幕府を開くということは、東日本を支配し、幕府組織を形成するという点からはきわめて有利な条件の選択であったといえよう。その反面、西日本の支配はどうするのか、西日本を幕府政治のなかにいかにして組みこんでいくのかという難問を、江戸幕府は当初からかかえこんでしまったことになろう。家康は、そのことは充分承知のうえ、あえて江戸を選択し、江戸型の近世的統一国家形成を

考えていたとも考えられる。それは、以後の幕府政治の展開から実証することができるのではないかと思う。

慶長年間の日本は、東日本と西日本とでは政治・経済・文化の全体にわたって、大きな差違があった。東日本と西日本の境界を厳密にどのあたりとすべきかは議論のあるところであろうが、江戸を中心とする関東・東日本と、京都を中心とする関西・西日本とは、後進地と先進地というように区別できるほどの差違があったと考えられる。

東日本と西日本の差違の存在を示す典型的な事例は、近世社会でもっとも重要な度量衡器であった枡と秤が、それぞれ東三十三カ国、西三十三カ国と国分けされて、江戸枡座・秤座、京都枡座・秤座と独立的に支配・管理されていたことによくあらわれている。

経済的な後進地で発せられる江戸の幕府の経済政策で、先進地である京坂の経済を統御することは難しい。武家支配のみ、そして徳川の価値観で東日本は統治することができても、非武家勢力も大きく、豊臣方も残存する京坂・西日本を江戸型の支配方式でそのまま統括することも容易ではない。しかも、京坂・西日本の先進地型の支配を関東・東日本へ適用することは、京坂を避けて江戸型の国家形成

をめざした徳川政権としてはできないことであるし、江戸の政府をこえる政府を京都に設立することなしに、それは不可能であろう。

徳川政権は、江戸に幕府を開いたことにより、東日本の支配と西日本の支配という二元政治の出現を、幕初から必然とせざるを得なかったのである。東日本の支配は、当然江戸の幕府が担当する。問題は西日本の支配を、誰がどのようにに担当していくのかである。

(四) 家康における伏見と駿府

徳川家康が、慶長八年（一六〇三）二月十二日に將軍となつてから同十年四月十六日將軍を秀忠に譲るまでの動向を、中村孝也氏の研究⁽²⁾によりながら、江戸と京都の滞在について、その動向を追ってみよう。家康は、慶長八年二月十二日に伏見城において征夷大將軍、源氏長者、淳和・奨学兩院別当に任じられ、牛車・兵仗を許された⁽²⁾。こののち、三月二十一日まで伏見城に在城、三月二十一日に上洛して二条城に滞在し、四月十六日に伏見帰城。七月三日までは伏見城にあったが、同日再び上洛し七月十五日まで二条城にあり、七月十五日から十月十八日まで伏見城に在城し

た。そして、十月十八日伏見を発して、將軍としてはじめて江戸へ下っている。將軍を拜命して、七ヶ月余を京都・伏見で過しているわけである。この間八月朔日には公家衆・門跡・諸大名らの八朔の賀を伏見城でうけている。

慶長八年十月十八日伏見を發した家康は、十一月三日に江戸城に入り、翌九年二月三十日まで江戸に滞在する。江戸にあること四カ月足らず、三月一日に江戸を發して上洛の途につき、三月二十九日伏見に入っている。伏見では六月十日まで在城し、同日上洛して二条城に入り、七月一日まで在京している。二条城から伏見に帰城した家康は閏八月十四日まで伏見にあり、伏見・京都滞在六カ月半ののち江戸へ下向している。

慶長九年閏八月十四日に伏見を發した家康が江戸城に入った日程は明らかでないが、九月初めには江戸に到着したものと考えられ、翌十年の正月九日上洛の途につくまで江戸城にあった。將軍としての二回目の江戸滞在は約四カ月であった。正月早々に江戸を發した家康は、途中駿府に滞在したりして、二月十九日になって伏見城に入城している。この慶長十年の上洛は、將軍職を秀忠に譲るためのものであり、秀忠も二月二十四日江戸を出発、三月二十一日に伏

見に到着した。

伏見城の家康は、四月七日に將軍職を秀忠に譲りたい旨を奏請し、同月八日二条城に移って参内したり、親王・門跡・公家衆らの歳首の賀をうけたりして、同月十五日に伏見城へ帰った。そして翌四月十六日家康が征夷大將軍を辞し、秀忠が代って征夷大將軍に就任したのである。

こうしてみると、徳川家康は將軍在任中、江戸に滞在したのは約八カ月、いっぽう京・伏見滞在は合計すると十五カ月余となり、圧倒的に京・伏見滞在がながい。將軍就任の儀式などが伏見城で行われたためということ割り引いてみても、江戸に対して京・伏見の比重が決して低いものではないことがわかる。一々についてここでは紹介できないが、京都および伏見滞在中の家康の動向を調べてみると、朝廷、公家衆・門跡衆との儀礼的対応から、千姫の豊臣秀頼への入興に代表される豊臣家対策、西国諸大名の掌握、外国使節の引見などを、ほとんどこの京都・伏見で行っている。もちろん、京都・伏見滞在中に關東の沙汰も令していることはいうまでもない。ここでひとつだけ整理しておきたいことがある。それは、これまで京都・伏見というかたちでのべてきたが、京都滞在の二条城はかなり儀

礼的な活用の場であること、二条城へは伏見城から出て、帰路もかならず伏見城をめざしていることからして、伏見城が家康の京坂・西日本支配の拠点であったということである。家康將軍の時代、關東・東日本の支配の拠点が江戸城であったのに対し、關西・西日本支配の拠点は伏見城であった。

徳川家康が將軍として江戸と伏見の両拠点に交互に滞在して幕府政治を展開したのに対し、二代將軍徳川秀忠の場合にはほとんどそうした動きはみられない。秀忠は將軍就任の日から一カ月を経た慶長十年五月十五日、伏見を發して江戸へ向った。その後秀忠が上洛してくるのは、九年余を経た慶長十九年の大坂の陣のためのもので、十九年十一月十日に伏見城に入っているくらいである。このことは、秀忠がほとんど西日本支配の問題に關与していないこと、そして家康がそうした西日本支配を分担していたことを示すのではないかと考えられる。

大御所となった徳川家康のその後の動向も追ってみよう。慶長十年四月十六日に將軍職を秀忠に譲り、五月十五日に江戸へ下向する秀忠を見送ったのちも、家康は伏見城に残り、五カ月を経た九月十五日に江戸へ向けて伏見を出發。

同年十月二十日に江戸に入った家康は翌十一年三月十五日まで五カ月弱を江戸に滞在し、同日上洛の途についた。慶長十一年四月六日に伏見入りした家康は、また五カ月余を伏見で過ごし、同年九月二十一日、伏見を發って江戸へ向った。家康の伏見時代もこのときが最後といつてよく、このうち家康が上洛してくるのは、後水尾天皇の即位にかかわつての慶長十六年の上洛と、やはり大坂陣のための慶長十九年の上洛というように極端に間隔が遠くなっている。慶長十六年の上洛は三月十七日から四月十八日まで二条城を中心に滞在したものであるが、この間の三月二十八日に豊臣秀頼と二条城で会見したこと、四月十二日に在京諸大名から誓約書を徴収したことなど、西日本支配にとって重要な役割を果たしていることが注目される。慶長十九年、同二十年の上洛は、いずれも豊臣征圧という西日本支配の最重要課題の一つであつたことはいふまでもない。

慶長十二年以降に頻繁な上洛がなくなるのは、家康が本拠地を駿府に定めたことと深くかかわっている。慶長十二年三月に江戸から駿府へ向つた家康は同年十月まで駿府に滞在し、駿府城の本格的な造営をおこなわせ、伏見城の器材・財宝も駿府へと運ばせている。これにともない、これ

まで伏見城下に屋敷を構えていた大名たちも、あいついで屋敷を伏見から駿府へと引き移すということが起こっている。

駿府に本拠を構えた家康は、慶長十二年十月四日から約二カ月、同十三年九月十二日から三カ月弱、同十五年十二月十日から二カ月弱というように江戸を訪れている。大御所となって、江戸滞在もしだいに期間は短かく、間隔は遠くなっているのがうかがえる。

徳川家康の動きを追ってみると、慶長八年に將軍となつてから同十二年に駿府を本拠とするまでの大御所時代初期までは、江戸よりもむしろ伏見滞在の方を重視していたのではないかと考えられ、十二年以降は駿府時代とよぶにふさわしい落ちつきを見ることが出来る。

まず、家康の將軍時代から大御所時代初期の動きは、江戸においては西日本支配ができないこと、西日本支配は伏見を拠点としておこなわれたことを示している。もうすこしつきつめてみると、將軍単独の時代が一元政治で、將軍と大御所の並立時代が二元政治というのではなく、東日本と西日本を別々な政治方針とシステムで支配しなければならぬという意味での二元政治が、幕府政治の当初から存在

したと考えるべきではないかと思う。しかも、東日本支配にくらべて西日本支配の方が困難さを伴うかたちで江戸幕府が成立しているということも判明する。それは、將軍秀忠は就任後まもなく江戸へ下向し以後上落することがなかったのに対し、將軍をこえる政治権力をもつ大御所が伏見に拠点を置いていたことから充分にうかがえる。

つぎに、大御所の駿府時代について考えてみよう。家康がなぜ駿府をえらんだのかということも考えなければならぬが、なぜ伏見ではなかったのか、なぜ江戸ではなかったのかという点をこそ考える必要がある。結果からいえば、大御所家康は伏見に滞在しなくても、駿府にあって西日本支配が可能な条件をつくりだしたのではないかということと、東日本と西日本支配を分離しつつ、それを江戸において統一的にとり扱うにはまだ若干時期尚早だという判断があったのではないかということである。

徳川氏が江戸に幕府を開いたことは、当然のこととして、江戸からの全国へ対しての一元支配が目標であろう。家康は、やむを得ず伏見を拠点とする西日本支配をおこなわなければならなかったものの、条件がととのえば少しでも江戸への一拠点化の方へ近づけるのがねらいである。駿府に

おける大御所政治は、二元政治のはじまりではなく、前述した二元政治の統合のわずかな第一歩として理解できるのではないだろうか。

しかし、慶長十二年に伏見から駿府へと政治拠点を移すことができた条件については、具体的な研究がなく、それらを中心に開示することができない。今後の課題としたい。したがって、ここでは慶長十二年という年代にこだわらず、西日本支配または上方支配が、江戸における幕府支配とは相対的に独立したものであったという事例を示し、二元政治について考えてみたい。

(五) 西日本支配機構の形成

関ヶ原合戦の戦後処理を経て、慶長六年（一六〇一）に板倉勝重が加藤正次・米津親勝らとともに、京都および畿内の政務を担当するように命じられたことはよく知られている。しかし、京都所司代の正式の成立は、家康の将軍就任と時を同じくして、板倉勝重が従五位下伊賀守に叙された時と理解すべきであろう。江戸幕府による西日本支配は、家康が将軍であるか大御所であるかにかかわらず、家康——板倉勝重（所司代）を中軸とする系列において進め

られたと考えられる。しかも、家康——勝重ラインのなかに江戸の幕閣が介在してこないところにその特色がある。とはいえ、幕政・民政のあらゆる部分において、江戸の幕府政治から所司代政治が独立していたというわけではない。所司代政治の相対的独自性とは、京坂・畿内・西日本の独自の問題処理の必要性の範囲内においてである。江戸の幕閣から発せられる政令・法令が、所司代を通じて広く伝達・実施されていくことはいうまでもない。ただ、江戸の幕閣とは別に、畿内・西日本の問題を処理していく行政組織が所司代を中心として存在していたことが重要である。

たとえば、奈良奉行の成立を論じられた袖田善雄氏の研究事例によると、慶長八年七月の大和国山辺郡内の幕府領・織田有楽領入組と織田有楽領の村との水論では、伏見において板倉勝重を中心とする奉行衆によって裁判がおこなわれたこと、慶長十四年の同じく大和国添上郡の東大寺領・一乗院領・興福寺領入組の村と、同山辺郡の幕府領で大久保長安代官所であった村との池所有争論でもやはり伏見において板倉勝重らによって裁許がなされていることが指摘されている。また寺社関係の公事についても、「関ヶ原陣後、慶長十二年まではまず豊光寺承兌・円光寺元怙らの主

体的役割が目立つが、慶長十二年十二月の承兌没後は板倉と元佑とが裁許の中心的存在となる」とし、「慶長十五年からはそこに金地院崇伝が加わり、元佑の没（慶長十七年五月）後には崇伝・板倉が公式に寺社の管掌を命ぜられる」と整理している。²⁶そして、板倉らが審理を重ねるが「なお問題を残す場合には駿府の家康上意を得るといふ形態をと」とと杣田氏は結論づけている。²⁷

初期幕政における大和支配に関しては、国奉行大久保長安が任じられ、大久保長安下代衆が南都に常駐していたが、民政上のまた寺社方の公事については所司代板倉に代表される畿内近国支配の裁可をうけている。このことは大和の国奉行大久保長安を通じて、大和国が幕府（江戸）または大御所（家康）に直接差配されていたのではなく、所司代の支配下にあったことを示している。所司代を通じて、駿府または江戸につながっていたということである。

東日本と西日本の政治的・経済的・文化的差違に照応する初期幕政の機構として、慶長十二年までは江戸と伏見、慶長十二年以降は江戸と駿府という二拠点に政府があったという見方も可能であろう。しかし、問題は政治支配の拠点が江戸一カ所に統合されたとしても、その内部機構とし

て江戸の政府と京都の政府というかたちのがのこったということである。江戸と伏見、江戸と駿府、江戸のみという政治拠点の移動の意味が重要であることは十分に注目しなればならない。しかし、そうした政治情勢の変容の背景に、東日本と西日本という二元政治を必然化させる江戸幕府の成立事情があったことを、しっかりと見すえておくべきであろう。

徳川家康の時代には、伏見であれ、駿府であれ、目に見えるかたちで西日本支配が、江戸の幕政とは別にあったことが示されているようである。しかも、その西日本支配が全国支配という意味を強くもっていたことも見えやすい。

家康没後の秀忠將軍時代になると、政治拠点が江戸の一拠点となり、家康の大御所時代に顕在化していた二元政治の現象は見えにくくなるが、この元和政治の期間にも、東日本と西日本の政治は二本立てで行なわれ、將軍秀忠のもとで統括されていたと考えられる。徳川家光が將軍となり秀忠が大御所の地位にのぼると、明確な分担ではなかったかもしれないが、家光は東日本政治、秀忠は西日本政治すなわち全国政治という大まかな分掌があったと考えられる。寛永前期政治において、家光の西日本政治へのかかわりが

比重を増しつつあったといえ、その点ではいまだ大御所秀忠に負うところが大きかった。その証左は、本論文の冒頭において示した寛永九年（一六三二）の西国大名足止め令に見ることが出来る。家光政権の西日本政治へのかかわりが、大御所秀忠の庇護のもとにあつたものであつたことを、西国大名在国令は示したものであつたし、視点をかえれば東日本の統治については家光政権としてかなり自信をもっていたということにもなる。

家光政権にとって、秀忠没後の最大の課題は西日本問題であつた。この家光による西日本問題の処理については、寛永十一年の上洛としてすでに注目されて研究も進められつつある。家光が上洛の意志を公表したのは、秀忠の没後一年四カ月余を経た寛永十年五月三日のことであつたが、内々の意志は、秀忠没後間もないころか、おそくとも寛永九年の末ころには決まっていたものと考えられる。上洛意志の公表から一年余の準備期間を経て、寛永十一年の七月に上洛は実現する。

家光の寛永十一年の上洛は、きわめて政治的意義の大きい上洛であり、この上洛によって畿内近国八カ国を中心とする西日本支配の政治機構が整備され、それが八人衆体制

とよばれるものであつたことも先学によって指摘されている。そしてこの八人衆体制の成立と、時を同じくして江戸の幕閣の年寄・六人衆の職掌が整備されていることも注目値する。畿内近国支配の幕政機構は、江戸の老中・若年寄体制とは直結されていない。寛永十一年の上洛によって、江戸の幕府機構の整備とは直接的な関係を有しないかたちで、畿内近国支配機構が成立した。この畿内近国支配機構の成立によって、大御所支配や上洛政治などのかたちをとらなくてもよい幕府政治が可能となつたといえるのかもれない。

寛永十一年の上洛を最後として、将軍の上洛は幕末までおこなわれなくなる。将軍職の就任の儀式さえも、江戸城で舉行されるようになった。そうした幕政の基礎を固めたのが、寛永十一年の上洛であつたといつても過言ではないであろう。

寛永十一年の上洛は、政治機構として関東型と関西型の二元政治を明確に打ち出したといえる。もちろん、この時期においては関西型すなわち西日本政治Ⅱ全国支配という意味はなく、むしろ関東型の東日本政治機構の方に全国支配の要素が移動していることはいうまでもない。家康の時

代にくらべると、東日本と西日本の政治的重みは逆転してはいるが、二元政治方式をとり入れることによって、家光時代には幕府政治は安定的な方向へ急展開し、そのなかで幕政の一元化が進められるという構図をとっていると考えられる。

二元政治の一元化という視点で幕政史を位置づけてみると、寛永十一年成立の八人衆体制の強力な政治力によって畿内近国支配の整備がすすみ、寛文年間の改革で八人衆体制が解体し、京都町奉行体制がとられることにより、江戸政治への一元化は大きく進展する。⁽³⁾しかし、本来の意味での江戸幕府による一元的支配がほぼ完了するのは、享保改革をまたなければならなかったのではないかと思う。

徳川政権は、江戸に幕府を開いたことによって、西日本をいかに統治するかという大きな課題を背負いこんでしまった。そして、その解決の手段として二元政治という方式を積極的に導入し、統一をめざしながら東日本は東日本、西日本は西日本としての民政・幕政を展開した。しかし、政治対象としての二元構造は短期間には解消しがたく、寛文年間にはたつと一元化の政治的基礎が整備され、二元政治解消の方向が明らかとなる。

以上、江戸幕府における二元政治について、一々実証を加えることなく論説風に叙述してきた。この十七世紀における東日本と西日本の二元構造に対応する幕府政治としての二元政治については、その展開・変遷自体が大きな政治の意味をもっているもので、細部にまでわたる実証的な研究が不可欠である。ここでは、東日本と西日本という視点をもった二元政治論の提起ということにとどめ、実証研究を今後の課題としておきたい。

〔註〕

- (1) 「大猶院殿御実紀卷十九」寛永九年正月二十六日〔新訂増補国史大系 徳川実紀第二篇〕五三四頁
- (2) 初期幕政における二元政治論として、権力構造にかかわらせて研究されているのは、北島正元氏と藤野保氏である。具体的な所説については、本文においてのべる。
- (3) 北島正元著『江戸幕府の権力構造』四四七～四四八頁（昭和三十九年、岩波書店刊）
- (4) 北島正元氏前掲書四四八頁。
- (5) 藤野保著『新訂幕藩体制史の研究』（昭和五十年、吉川弘文館刊）二四一～二四八頁参照。とくに同書二四二頁と二四三頁の間に付された第二図「二元政治の構造と機能（慶長10年代）」には、駿府政権のグループ分けとともに江戸政権の構造なども含めて藤野説がわかりやすく図示されている。
- (6) 藤野保氏前掲書二四二頁。北島氏は江戸政権と駿府政権と

いう両政権の対立を二元政治ととらえたが、藤野氏はとくに駿府政権が全国統治の政権であったことを明瞭に指摘した点で二元政治論を前進させたと評価できる。

(7) このような評価は北島氏が提出されたが、藤野氏も全く同様な評価である。

(8) 藤野保氏前掲書二四八頁参照。同書では二四八頁に「元和政治の意義」という見出しがたてられている。

(9) 藤野保氏前掲書二五二〜二五四頁参照。なお北島氏は、元和九年以降の大御所秀忠と将軍家光の並存時代について、「二元政治」という認識はされていないかに見える。

(10) 藤野氏前掲書二五五頁。藤野氏のこの整理では、大御所秀忠の死による二元政治の解消が、なにゆえに「初期幕政における特殊政治形態としての二元政治そのものも解消を意味」するの論旨明解ではない。というのは、家康の死没にともなう秀忠將軍の独裁権の確立と、秀忠死没にともなう家光將軍の独裁権の確立の度合がどう異なるのかについて論究されていないからであろう。

(11) 北島正元著『江戸幕府の権力構造』四四九頁。

(12) 北島氏の二元政治論の展開においては、本多正信・正純父子と大久保忠隣・酒井忠世らとの感情的対立の話題を重視して、権力闘争として叙述されている。

(13) 藤野保著『新訂幕藩体制史の研究』二四二頁。

(14) 藤野保氏前掲書二五二頁。藤野氏は「秀忠の任將軍に際しは内外の緊迫した情勢のなかで、一日も早く徳川永久政権を天下に宣言する」というすぐれて政治的な配慮が必要であった」

とのべている。

(15) 藤野保著『徳川幕閣』（昭和四十年、中公新書）一二九〜一三〇頁。

(16) 藤野保著『新訂幕藩体制史の研究』二四八頁。

(17) 藤野氏前掲書二五二頁。

(18) 藤野氏前掲書二五五頁。

(19) 江戸幕府は、江戸枅座に対して京都枅座、江戸枅座に対して京都枅座というように、江戸と京都に分けて枅と枅の支配を特定の町人に請け負わせ、東日本と西日本を当初から区別した衡量制を推進した。ただし、この東西三十三カ国ずつの国分けについては、近江、丹波、丹後、但馬などが東三十三カ国のなかに入れられており、京都所司代支配の畿内近国八カ国すなわち山城・大和・摂津・河内・和泉・近江・丹波・播磨とのずれがある。枅と枅の東西国分けは、国数を合わせるための機械的な区わけであり、経済の動きや政治のあり方との間に相違がある。

(20) 中村孝也著『新訂徳川家康文書の研究下巻之一』（昭和十五年、日本学術振興会刊）。

(21) 中村孝也氏前掲書引『日光東照宮文書』。「東照宮御実紀巻五」慶長八年二月十二日条（『新訂増補国史大系 徳川実紀 第一篇七三頁』）。以下の家康の動向に関する記述は中村孝也氏の研究によるものである。

(22) 「台徳院殿御実紀巻三十」慶長十九年十一月十日条（『新訂増補国史大系 徳川実紀第一篇』七一八頁）。

(23) 『当代記巻四』（史籍雑纂所収）慶長十二年閏四月の記事

- に「閏卯月二日^子 雨、此比自伏見金銀又百五駄駿河へ下。四日快晴、此比、大御所近習衆以下、伏見家を少々こほち、或は曇、或は戸沾却族も有之由風聞」などである。
- (24) 杉田善雄著「幕藩制成立期の奈良奉行」(『日本史研究』二一二号所収、昭和五十五年刊)
- (25) 杉田善雄氏前掲論文五、六頁。
- (26) 杉田善雄氏前掲論文六頁。
- (27) 同前。
- (28) こうした点は具体的に史料と事実をあげて論証しなければならぬが、たとえば、京都近郊でのいわゆる隣組としての五人組制の一部における実施ではあるが、寛永六年に見ることがができる。この五人組制は関東農村において展開される農村政策のひとつであり、江戸の政府による農村政策の関西への浸透をものがたる一事例たりえると思う。鎌田道隆著「京都および近郊における五人組の成立について(上)(下)」(『京都市史編さん通信』一九七・一九八号、昭和六十年刊) 参照。
- (29) 京都市編『京都の歴史』第五卷(昭和四十七年、学芸書林刊)
- (30) 「大猷院殿御実紀卷廿二」寛永十三年五月三日条(『新訂増補国史大系 徳川実紀第二篇』五九六頁)。
- (31) 「大猷院殿御実紀卷廿五」(『新訂増補国史大系 徳川実紀第二篇』六三六、六五八頁)。家光は寛永十一年六月二十日に江戸城を出発し、七月十一日に入洛し二条城に入っている。
- (32) 朝尾直弘著『近世封建社会の基礎構造』(昭和四十二年、

お茶の水書房刊)。朝尾氏は同書第五章「畿内における幕藩制支配」において、畿内西国支配が江戸の幕府支配から相対的独自性をもつものであったこと、そうした相対的独自性が京都所司代を中心とする合議機関の存在によって裏づけられていたことを分析されている。ただし、朝尾氏は元和五年の大坂の直轄化を合議制のはじまりと推定され、元和五年以前は所司代による畿内西国の幕政は「中央の老中職に直結し、文字通り將軍の代理人的な幅広い権限を行使していた」(同書、三二三頁)としている。「中央の老中職」に直結することと「將軍の代理人的」な支配とが同義であるかどうかは問題であろう。

- (33) 鎌田道隆著『近世都市・京都』(昭和五十一年、角川書店刊) 参照。